

◆ 第59期 ◆
定時株主総会
招集ご通知



2024年3月27日(水曜日)
午前10時10分



愛媛県東温市田窪41番地14
当社松山工場 2階 講堂
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

この度の令和6年能登半島地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件

目次

第59期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類	18
計算書類	21
監査報告書	24
株主総会参考書類	32

議決権行使のお願い

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。ぜひとも議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

株主総会に
当日ご出席いただく場合



議決権行使書用紙を
会場受付へ提出

書面(郵送)による
議決権行使の場合



各議案に対する
賛否を表示のうえ返送

議決権行使期限
2024年3月26日(火曜日)
午後5時40分到着分まで

証券コード 6400
2024年3月7日

株 主 各 位

(本店所在地)
大阪市生野区巽東四丁目4番37号
(本社事務所)
大阪市中央区瓦町四丁目8番4号
不二精機株式会社
代表取締役社長 伊 井 剛

第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第59期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト
https://www.fujiseiki.com/ir/stockholders_meeting/



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、(株)東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）「不二精機」または証券コード「6400」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができます。お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年3月26日（火曜日）午後5時40分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月27日(水曜日) 午前10時10分
2. 場 所 愛媛県東温市田窪41番地14
当社松山工場 2階 講堂
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
1. 第59期(2023年1月1日から2023年12月31日まで) 事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第59期連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条第2項に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
- ・連結計算書類の連結注記表
 - ・計算書類の個別注記表
- なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。

事業報告 2023年1月1日から2023年12月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国、中国の対立やロシアによるウクライナ侵攻の影響等により海外経済の不確実性が高まり、先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

このような環境の中、当社グループは、中期スローガンとして「安心をお届けする不二精機グループ」を掲げ、品質管理体制の徹底強化によるグループ一体となった顧客満足の更なる追求を図り、精密金型のコア技術をもとに自動車及び二輪車などの成形事業分野への積極的な展開を行い、顧客への高付加価値製品の提供による安定受注の拡大に努めてまいりました。

また、「『考動』で価値を創る」をグループ全社員の行動理念とし、「お客様の利益の最大化」を目標に、新たな価値創造、また「5S活動」を基本とする着実な品質改善活動に取り組んでおります。

この結果、当連結会計年度の売上高は、精密成形品その他事業の売上高が増加し、前連結会計年度比4億30百万円（同5.5%）増加の82億63百万円となりました。

損益につきましては、精密成形品その他事業の売上高が増加しましたが、原価率の上昇に加え、鈴鹿工場でのEV向け部品の開発活動が本格化したことや荷造運賃等の増加により販管費が増加し、営業利益は前連結会計年度比57百万円（同12.0%）減少の4億24百万円となりました。為替差益の減少などにより営業外収益が63百万円減少し、シンジケートローン手数料の減少などにより営業外費用が17百万円減少したことにより、経常利益は前連結会計年度比1億4百万円（同20.8%）減少の3億97百万円となりました。特別損益項目、法人税等を加え、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比1億6百万円（同31.3%）減少の2億32百万円となりました。

セグメント別の事業概況

<射出成形用精密金型及び成形システム事業>

自動車部品用精密金型の売上高が減少したことから、当セグメントの売上高は前連結会計年度比1億78百万円(同5.5%)減少の30億39百万円となりました。また、主力製品であり利益率の高い医療機器用精密金型の売上高も前連結会計年度に比べ減少するなど、検取いただいた金型の利益率が低下したことにより、セグメント利益は前連結会計年度比23百万円(同9.6%)減少の2億25百万円となりました。

なお、個別受注生産である当事業の未検取の受注残高は一時的に低下しましたが、現在は安定的に推移しております。

<精密成形品その他事業>

主力製品である自動車部品用成形品は東南アジア市場を中心に中期的な受注をいただき、当セグメントの売上高は前連結会計年度比5億9百万円(同10.6%)増加の53億20百万円となりましたが、品質管理体制強化の影響もあり、セグメント利益は前連結会計年度比3百万円(同1.9%)減少の2億4百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は5億25百万円であり、その内訳は精密成形品製造用設備及び金型製造用設備などであります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 56 期 2020年12月期	第 57 期 2021年12月期	第 58 期 2022年12月期	第 59 期 (当連結会計年度) 2023年12月期
売 上 高	5,912,744	7,467,677	7,832,792	8,263,664
経 常 利 益	142,141	615,594	502,174	397,936
親会社株主に帰属する 当期純利益	99,195	505,515	338,927	232,868
1株当たり当期純利益(円)	12.57	63.54	42.08	28.73
総 資 産	7,449,210	8,178,363	8,790,623	8,501,479
純 資 産	1,679,243	2,195,627	2,800,981	3,178,726

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第58期の期首から適用しており、第58期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金又は出資金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
THAI FUJI SEIKI CO., LTD.	290,000千タイバツ	100.0%	精密金型・精密成形品の製造・販売
PT. FUJI SEIKI INDONESIA	12,924千米ドル	100.0 (53.8)	精密金型・精密成形品の製造・販売
上海不二精机有限公司	5,000千米ドル	100.0	精密成形品の製造・販売
常州不二精机有限公司	7,000千米ドル	100.0	精密金型の製造・販売
秋元精機工業株式会社	10,000千円	100.0	精密プレス加工品の製造・販売

(注) 議決権比率欄の(内書)は、間接所有割合であります。

(4) 対処すべき課題

射出成形用精密金型及び成形システム事業においては、受注毎に仕様の異なる個別受注生産であり顧客の設備投資計画に大きく左右される「金型」という製品特性から、安定的・継続的な受注の確保が最大の課題であります。安定受注確保に向けて、医療関連製品分野への集中及び研究開発による新技術の提案・生産性向上によるコスト競争力強化に加え、的確な顧客情報の収集体制の整備により、お客様に付加価値を提供することで競合メーカーとの差別化に取り組んでまいります。

他方、精密成形品その他事業においては、中期的に安定稼働が可能な自動車関連部品の更なる拡大を目指しております。生産量拡大への生産設備の増強、品質管理体制の高度化を進めるとともに、急速に進むことが予想される電気自動車化に対応して、パワーユニット(駆動方式)に関わら

ない精密部品の生産・受注活動を計画的に進めてまいります。

アジア市場での人件費の上昇に対しては、海外工場での生産工程の自動化・半自動化を進めるとともに、全拠点での5S活動（改善活動）の徹底的な実施によるグループ全体の生産性の向上によって、中期的な利益目標の達成を目指してまいります。

(5) **主要な事業内容**（2023年12月31日現在）

当社グループは、プラスチックを加工するための射出成形用精密金型及び成形システムの製造・販売を行うとともに、精密成形品その他の製造・販売を行っております。

(6) **主要な営業所及び工場**（2023年12月31日現在）

事業所名	所在地
本店	大阪市生野区巽東四丁目4番37号
本社	大阪市中央区瓦町四丁目8番4号
松山工場	愛媛県東温市田窪41番地14
鈴鹿工場	三重県鈴鹿市御園町3600番地31
関東営業所	千葉県船橋市本町六丁目18番5号
THAI FUJI SEIKI CO., LTD.	700/721 Moo3 Tambon Bankao Amphur Phanthong Chonburi 20160, Thailand
PT.FUJI SEIKI INDONESIA	Komplek, Industride Prima Terra Block A2 No.1 JL. Raya Sapan RT.001/RW. 001, Tegalluar, Bojongsoang, Bandung, Jawa Barat, Indonesia
上海不二精機有限公司	No.26 Baosheng Road, Songjiang Industrial Park, Shanghai, 201613, P.R.C
常州不二精機有限公司	No.81 Tianshan Road, State High-tech Development Zone, Changzhou, 213022, P.R.C
秋元精機工業株式会社	横浜市都筑区大熊町18番1号

(注) 2023年10月1日付で、鈴鹿工場の稼働を開始いたしました。

(7) 従業員の状況 (2023年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減
射出成形用精密金型 及び成形システム事業	198(20)	9名減
精密成形品その他事業	531(27)	7名減
全社 (共通)	24(2)	11名増
合計	753(49)	5名減

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
3. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含んでおります。
4. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している者であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
108名(19名)	一名(5名減)	40.7歳	15.9年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、子会社への出向者7名を含んでおりません。
2. 臨時従業員数(パートタイマー、契約社員を含む。)は、年間の平均人員を(外書)で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年12月31日現在)

借入先	借入額
シンジケートローン	1,850,000千円
株式会社日本政策金融公庫	729,016千円
株式会社商工組合中央金庫	237,600千円

- (注) 1. 上記の金額には、子会社の借入金も含んでおります。
2. 当社は運転資金・設備資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、シンジケートローン契約を締結しております。
3. シンジケートローン契約は、株式会社三菱UFJ銀行と株式会社りそな銀行を幹事とする計7行からの協調融資によるものであります。
4. シンジケートローン契約のうちファシリティ借入枠1,500百万円より1,250百万円の借入を行っております。
5. シンジケートローン契約のうちタームローンにて600百万円の借入を行っております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 株式に関する事項 (2023年12月31日現在)

株式の状況

- ① 発行可能株式総数 23,720,000株
- ② 発行済株式の総数 9,054,000株
- ③ 株主数 6,297名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
一般社団法人千尋会	912千株	11.25%
TOYO SECURITIES ASIA LTD	350千株	4.32%
株式会社三菱UFJ銀行	240千株	2.96%
伊井剛	176千株	2.17%
伊井千尋	120千株	1.48%
伊井珠美	120千株	1.48%
楽天証券株式会社	101千株	1.25%
株式会社南都銀行	100千株	1.23%
FUBON SECURITIES CO.,LTD CLIENT 30	100千株	1.23%
青森佳信	95千株	1.17%

(注) 1. 当社は、自己株式を950,409株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	伊 井 剛	THAI FUJI SEIKI CO., LTD. Authorized Director 上海不二精机有限公司董事 常州不二精机有限公司董事 PT. FUJI SEIKI INDONESIA Director 秋元精機工業(株)取締役
常務取締役	藤 本 由 数	成形事業部(兼)金型事業部(兼) ユニット事業部(兼)管理本部担当 THAI FUJI SEIKI CO., LTD. Director 上海不二精机有限公司董事長 常州不二精机有限公司董事長 PT. FUJI SEIKI INDONESIA Director 秋元精機工業(株)取締役
取 締 役	塩 井 寿 史	金 型 事 業 部 長 常州不二精机有限公司董事
取 締 役	北 林 勝 博	成 形 事 業 部 長 THAI FUJI SEIKI CO., LTD. Director 上海不二精机有限公司董事 PT. FUJI SEIKI INDONESIA Director 秋元精機工業(株)取締役
取 締 役	高 橋 秀 昭	(株)ワールド・ワン 監査役 ダブルオーエイト(株)取締役
常 勤 監 査 役	菅 一 明	
監 査 役	梅 田 浩 章	梅田浩章公認会計士事務所 所長 (株)イーサーブ 代表取締役 監査法人アイ・ピー・オー 社員 (株)トリドルホールディングス 取締役(監査等委員)
監 査 役	橋 本 豊 嗣	はしもと経営研究所 代表 一般社団法人 大阪中小企業診断士会 監事

- (注) 1. 取締役 高橋秀昭氏は、社外役員(会社法施行規則第2条第3項第5号)に該当する社外取締役(会社法第2条第15号)であります。
2. 監査役 梅田浩章氏及び橋本豊嗣氏は、社外役員(会社法施行規則第2条第3項第5号)に該当する社外監査役(会社法第2条第16号)であります。
3. 監査役 梅田浩章氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当社は取締役 高橋秀昭氏、監査役 梅田浩章氏及び橋本豊嗣氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 当事業年度中における取締役及び監査役の担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
伊井 剛	上海不二精机有限公司董事長	上海不二精机有限公司董事	2023年8月25日
	常州不二精机有限公司董事長	常州不二精机有限公司董事	2023年7月28日
藤本 由数	上海不二精机有限公司董事	上海不二精机有限公司董事長	2023年8月25日
	常州不二精机有限公司董事	常州不二精机有限公司董事長	2023年7月28日
	成形事業部（兼）金型事業部（兼）管理本部担当	成形事業部（兼）金型事業部（兼）ユニット事業部（兼）管理本部担当	2023年9月1日
塩井 寿史		常州不二精机有限公司董事	2023年7月28日
北林 勝博	常州不二精机有限公司董事	上海不二精机有限公司董事	2023年8月25日
高橋 秀昭		ダブルオーエイト(株)取締役	2023年12月5日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の執行役員を含む全ての役員であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為又は不作為に起因して被保険者の株主又は第三者から請求された損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求等の場合には填補の対象としないこととしております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合しているものと判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、原則として、基本報酬のみを支払うものとする。

2. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。

監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の監査役の報酬は、各監査役の職務遂行の対価として適正な水準で支給することを基本方針とする。

2. 監査役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については常勤・非常勤の別、監査業務の分担状況を考慮し、監査役の協議により決定するものとする。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	報酬等の 総 額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			支 給 人 員 (名)
		基 本 報 酬	業 績 連 動 報 酬 等	非 金 銭 報 酬 等	
取 締 役 (うち社外取締役)	78,991 (2,400)	74,991 (2,400)	4,000 (-)	- (-)	5 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	7,920 (2,400)	7,920 (2,400)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	86,911 (4,800)	82,911 (4,800)	4,000 (-)	- (-)	8 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2001年3月27日開催の第36期定時株主総会において年額230百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（社外取締役はございません。）です。また、別枠で2019年3月28日開催の第54期定時株主総会において、取締役に対する譲渡制限付株式の付与に関する金銭報酬債権として年額10百万円以内（うち社外取締役分は年額1百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役は1名）です。
2. 監査役の報酬限度額は、2001年3月27日開催の第36期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。また、別枠で2019年3月28日開催の第54期定時株主総会において、監査役に対する譲渡制限付株式の付与に関する金銭報酬債権として年額1百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
3. 上表には、取締役1名（うち社外取締役0名）に対し、当社子会社取締役兼務分の報酬として当社子会社で負担する4百万円を含んでおります。
4. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
5. 業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は連結営業利益であり、当該業績指標を選定した理由は、当連結会計年度の業務執行の成果を最も客観的に図ることができると判断したためであります。なお、当連結会計年度の連結営業利益は424百万円であります。
6. 取締役会は、代表取締役社長伊井剛氏に対し、取締役における、個人別の報酬額及び業績貢献度に基づく賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の業績評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人などの重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人などとの関係

1. 取締役 高橋秀昭氏は、(株)ワールド・ワンの監査役及びダブルオーエイト(株)の取締役を兼務しております。なお、当社は、(株)ワールド・ワン及びダブルオーエイト(株)とは特別の関係はありません。
2. 監査役 梅田浩章氏は、梅田浩章公認会計士事務所の所長、(株)イーサーブの代表取締役、監査法人アイ・ピー・オーの社員及び(株)トリドールホールディングスの取締役（監査等委員）を兼務しております。なお、当社は、梅田浩章公認会計士事務所、(株)イーサーブ、監査法人アイ・ピー・オー及び(株)トリドールホールディングスとは特別の関係はありません。
3. 監査役 橋本豊嗣氏は、はしもと経営研究所の代表及び一般社団法人 大阪中小企業診断士会の監事を兼務しております。なお、当社は、はしもと経営研究所及び一般社団法人 大阪中小企業診断士会とは特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	高橋 秀昭	当事業年度に20回開催された取締役会の全てに出席いたしました。中小企業経営に関して豊富な経験と高い見識を有しており、社外での経営経験や専門性を活かし、独立した立場から当社の経営を監督していただけることを期待しており、議案の審議に必要な発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	梅田 浩章	当事業年度に20回開催された取締役会のうち19回に出席し、また、20回開催された監査役会のうち19回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。
監査役	橋本 豊嗣	当事業年度に20回開催された取締役会の全てに出席し、また、20回開催された監査役会の全てに出席いたしました。中小企業経営に関する社外での経験や専門性を活かした発言を積極的に行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 仰星監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	24,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,500千円

- (注) 1. 海外子会社は、仰星監査法人以外の監査法人が計算関係書類等の監査を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計金額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうか必要な検証を行い、過去の報酬実績も参考にしたうえで、報酬等の額について適切と判断し、同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制として、取締役会で決議した内容は次のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス体制を統括する組織として、社長を委員長とした「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンス体制の構築、維持、整備に努め、取締役及び使用人に対するコンプライアンスの教育、研修を実施する。
また、法令上疑義のある行為などについて使用人が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置し、運営する。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、文書管理規程に従って行う。また、取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理体制を統括する組織として、社長を委員長とした「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設け、「内部統制基本規程」を定めリスク管理体制を構築する。
また、同委員会により、リスク管理教育、指導を推進する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、定例取締役会を毎月1回開催し、毎年度策定される年度計画及び中期経営計画に基づき重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行うとともに取締役間の相互牽制を働かせる。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
「内部統制基本規程」、「関係会社管理規程」に基づき、当社及び子会社における業務の適正を確保するものとする。
子会社は経営計画に基づいた施策と効率的な業務執行を図るため担当取締役が総括管理する。各担当取締役は、進捗状況を定期的に取り締役会において報告する。また、当社の内部監査室は、当社及び当社グループ各社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、職務執行に必要な場合は、監査役が職務を補助すべき使用人を置くこととする。また、その使用人の人事については、監査役の意見を聴取するものとする。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え職務執行に関し重大な法令、定款違反及び不正行為の事実、あるいは当社及び当社グループに著しい影響を及ぼす事実を知ったときは、その内容を速やかに報告するものとする。
監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めるとする。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、監査が実効的に行われることを確保するため、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を図るものとする。また、監査役は、社長と定期的に意見交換会を開催する。
9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社グループは、社会秩序、健全な企業活動を確保するために、反社会的勢力と一切の関係を排除する。また、不当要求等には毅然として法的対応を行う。これらについて「コンプライアンス方針」に定める。
10. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
対応総括部署を管理本部とし、所轄警察、暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の専門家と連携し、その体制を強化する。また、コンプライアンス・マニュアルにより教育を行い、周知を徹底する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンス

コンプライアンス体制及びリスク管理体制を統括する組織として、社長を委員長とした「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の構築、維持、整備に努めております。

(2) 当社及び子会社から成る企業集団のリスクマネジメント

当社は、子会社に対して適切な経営管理を行うことを「関係会社管理規程」に定めております。また、子会社に対して取締役及び監査役を適宜派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査しております。さらに、子会社の業務及び取締役等の職務の執行状況は、当社の経営会議において定期的に報告されております。

(3) 財務報告に関わる内部統制

財務報告に関わる評価ならびに各部署における業務プロセスの運用状況については、内部監査室が計画的に実施する業務プロセス監査において検証を行っており、取締役会に報告しております。

(4) 内部監査体制

内部監査室が内部監査計画に基づき、当社全部門の内部監査を実施し、それぞれの検証結果を四半期毎に内部監査報告書として代表取締役及び常勤監査役に対し報告を行っております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,180,194	流 動 負 債	3,660,216
現金及び預金	1,161,934	支払手形及び買掛金	762,467
受取手形	62,210	電子記録債権	135,051
売掛金	1,268,111	短期借入金	1,863,848
電子記録債権	248,089	リース債権	50,162
製品	680,574	未払金	239,278
仕掛品	374,953	未払法人税等	43,415
原材料及び貯蔵品	219,707	契約負債	288,105
未収入金	41,911	賞与引当金	100,544
その他	126,967	製品保証引当金	28,143
貸倒引当金	△4,265	その他	149,201
固 定 資 産	4,321,284	固 定 負 債	1,662,536
有 形 固 定 資 産	3,787,176	長期借入金	1,394,885
建物及び構築物	899,597	リース債権	75,283
機械装置及び運搬具	1,245,969	繰延税金負債	89,738
工具、器具及び備品	579,234	退職給付に係る負債	75,774
土地	734,781	役員退職慰労引当金	3,403
リース資産	166,936	資産除去債務	23,451
建設仮勘定	160,656	負 債 合 計	5,322,752
無 形 固 定 資 産	168,291	(純 資 産 の 部)	
のれん	23,256	株 主 資 本	2,286,959
その他	145,035	資本金	500,000
投 資 そ の 他 の 資 産	365,816	資本剰余金	750,768
投資有価証券	184,510	利益剰余金	1,269,462
長期貸付金	5,363	自己株式	△233,272
繰延税金資産	67,853	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	891,767
その他	118,921	その他有価証券評価差額金	30,656
貸倒引当金	△10,831	為替換算調整勘定	860,405
資 産 合 計	8,501,479	退職給付に係る調整累計額	705
		純 資 産 合 計	3,178,726
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,501,479

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		8,263,664
売上原価		6,683,302
売上総利益		1,580,362
販売費及び一般管理費		1,155,400
営業利益		424,961
営業外収益		
受取利息	2,955	
受取配当	265	
為替差益	6,876	
補助金の収入	6,264	
その他	8,514	24,876
営業外費用		
支払利息	40,356	
コミットメントライン手数料	4,407	
その他	7,137	51,902
経常利益		397,936
特別利益		
固定資産売却益	312	312
特別損失		
固定資産売却損	1,126	
固定資産除却損	2,145	3,271
税金等調整前当期純利益		394,977
法人税等、住民税等及び事業税法 法人税等調整額	147,376 14,731	162,108
当期純利益		232,868
親会社株主に帰属する当期純利益		232,868

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで) (単位：千円)

	株 主 資 本				株 主 資 本 計
	資 本 金	資 余 本 金	利 余 益 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	500,000	750,768	1,093,339	△233,272	2,110,836
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△56,745		△56,745
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			232,868		232,868
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	176,122	-	176,122
当 期 末 残 高	500,000	750,768	1,269,462	△233,272	2,286,959

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 計
	その他有価証券評価 差 額 金	為 替 換 算 定	退 職 給 付 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	△3,323	693,468	-	690,145	2,800,981
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△56,745
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					232,868
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	33,979	166,936	705	201,622	201,622
当 期 変 動 額 合 計	33,979	166,936	705	201,622	377,744
当 期 末 残 高	30,656	860,405	705	891,767	3,178,726

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産		1,303,893	流動負債		2,274,407
現金及び預金		147,391	買掛金		277,408
受取手形		32,907	電子記録債権		135,593
売掛金		458,777	短期借入金		1,250,000
電子記録債権		190,791	1年内返済予定の長期借入金		373,652
製品		211,295	リース負債		11,133
仕掛品		95,412	未払金		106,910
材料及び貯蔵品		5,704	未払法人税等		9,448
未収入金		48,055	未払費用		13,122
前払費用		28,532	契約負債		40,059
関係会社短期貸付金		70,000	賞与引当金		13,827
1年内回収予定の関係会社長期貸付金		1,040	製品保証引当金		14,679
未収消費税等		13,103	その他		28,143
その他の債権		2,731	固定負債		1,219,580
貸倒引当金		△1,850	長期借入金		1,186,864
固定資産		3,703,591	リース負債		19,174
有形固定資産		1,098,160	役員退職慰労引当金		3,403
建物		310,262	繰延税金負債		10,138
構築物		1,688	負債合計		3,493,987
機械装置		96,487	(純資産の部)		
車両運搬具		0	株主資本		1,482,841
工具、器具及び備品		53,705	資本金		500,000
土地		582,903	資本剰余金		751,790
リース資産		27,340	資本準備金		85,588
建設仮勘定		25,772	その他資本剰余金		666,202
無形固定資産		35,844	利益剰余金		464,323
ソフトウェア		35,844	利益準備金		29,199
投資その他の資産		2,569,586	その他利益剰余金		435,123
投資有価証券		184,510	買換資産圧縮積立金		19,574
関係会社株式		1,274,641	固定資産圧縮積立金		11,013
関係会社出資金		1,050,130	繰越利益剰余金		404,535
長期貸付金		5,363	自己株式		△233,272
その他の債権		65,772	評価・換算差額等		30,656
貸倒引当金		△10,831	その他有価証券評価差額金		30,656
資産合計		5,007,485	純資産合計		1,513,498
			負債・純資産合計		5,007,485

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		2,480,336
売上原価		1,915,176
売上総利益		565,160
販売費及び一般管理費		604,538
営業損失		39,378
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	6,615	
為替差益	9,708	
その他	3,502	19,827
営業外費用		
支払利息	21,040	
コミットメントライン手数料	4,407	
支払手数料	500	
その他	4,008	29,956
経常損失		49,507
特別損失		
固定資産除却損	1	1
税引前当期純損失		49,508
法人税、住民税及び事業税	27,577	
法人税等調整額	17,382	44,959
当期純損失		94,468

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで) (単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
					買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	
当 期 首 残 高	500,000	85,588	666,202	751,790	23,525	20,866	11,775
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					5,674		
当 期 純 損 失							
買 換 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩						△1,292	
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩							△761
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	5,674	△1,292	△761
当 期 末 残 高	500,000	85,588	666,202	751,790	29,199	19,574	11,013

	株 主 資 本				評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計					
当 期 首 残 高	559,370	615,537	△233,272	1,634,055	△3,323	△3,323	1,630,732
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	△62,419	△56,745		△56,745			△56,745
当 期 純 損 失	△94,468	△94,468		△94,468			△94,468
買 換 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	1,292	-		-			-
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	761	-		-			-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					33,979	33,979	33,979
当 期 変 動 額 合 計	△154,834	△151,214	-	△151,214	33,979	33,979	△117,234
当 期 末 残 高	404,535	464,323	△233,272	1,482,841	30,656	30,656	1,513,498

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年2月19日

不二精機株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 洪 誠 悟
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 坂 戸 純 子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、不二精機株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、不二精機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第59期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、監査計画等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から監査に関する品質管理基準、それに基づく職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」として会社計算規則第131条各号に掲げる事項を適切に整備している旨の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月21日

不二精機株式会社 監査役会

常勤監査役 菅 一 明 ㊟

社外監査役 梅 田 浩 章 ㊟

社外監査役 橋 本 豊 嗣 ㊟

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年2月19日

不二精機株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 洪 誠 悟
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 坂 戸 純 子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、不二精機株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社に対しては、事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査致しました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月21日

不二精機株式会社 監査役会

常勤監査役 菅 一 明 ㊟

社外監査役 梅 田 浩 章 ㊟

社外監査役 橋 本 豊 嗣 ㊟

株主総会参考書類

第 1 号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開などを勘案して、第59期の期末配当については、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金7円 配当総額は56,725,137円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2024年3月28日

第 2 号議案 取締役 5 名選任の件

取締役 5 名（全員）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役 5 名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	い い たけし 伊 井 剛 (1962年 5月26日生) 再任	1985年 4 月 当社入社 1996年 6 月 取締役就任 1999年12月 業務管理部長 2002年 3 月 管理本部長（兼）経営企画部マネージャ 2004年 1 月 グループ経営推進室室長 2006年 9 月 常務取締役就任（兼）海外事業担当 2008年 3 月 代表取締役社長就任（現任） [重要な兼職の状況] THAI FUJI SEIKI CO., LTD. Authorized Director 上海不二精机有限公司董事 常州不二精机有限公司董事 PT.FUJI SEIKI INDONESIA Director 秋元精機工業(株)取締役	176,500株
<p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、1996年に取締役就任後、当社グループの経営に長年携わり、当業界にも精通しております。2008年からは当社の代表取締役を務め、経営の中心的役割を担うものとして、豊富な経験と幅広い見識に基づき不二精機グループ全体を統括するなど、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	ふじ もと よし かず 藤本由数 (1973年12月26日生) 再任	1994年4月 当社入社 2004年10月 THAI FUJI SEIKI CO., LTD. 出向 2011年4月 同社 Managing Director 2012年10月 PT.FUJI SEIKI INDONESIA President Director 2014年5月 当社 東南アジア事業統括部長 2016年4月 成形事業部長 2018年3月 取締役就任(兼) 成形事業部長 2021年4月 常務取締役就任(兼) 成形事業部(兼) 金型事業部 担当(現任) 2022年4月 管理本部担当(現任) 2023年8月 ユニット事業部担当(現任) [重要な兼職の状況] THAI FUJI SEIKI CO., LTD. Director 上海不二精机有限公司董事長 常州不二精机有限公司董事長 PT. FUJI SEIKI INDONESIA Director 秋元精機工業(株)取締役	43,800株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、製造部門での勤務、海外子会社の責任者としての経験を積み、取締役就任後は主に成形事業全般を担当し、当社グループの企業価値向上に尽力していることから、今後もその幅広い知識と経験を活かして、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			
3	しお い ひさ し 塩井寿史 (1964年3月4日生) 再任	1987年4月 当社入社 2004年11月 常州不二精机有限公司 出向 2006年2月 同社 総経理 2011年7月 当社 中国事業統括 2014年7月 金型事業部製造部マネージャ 2019年7月 金型事業部長 2021年3月 取締役就任(兼) 金型事業部長(現任) [重要な兼職の状況] 常州不二精机有限公司董事	24,300株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、製造部門での勤務、海外子会社の責任者、営業部長、松山工場の工場長としての経験を積み、取締役就任後は主に金型事業全般を担当し、当社グループの企業価値向上に尽力していることから、今後もその幅広い知識と経験を活かして、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	きた ばやし かつ ひろ 北 林 勝 博 (1964年6月25日生) 再任	1987年4月 当社入社 2006年2月 常州不二精机有限公司 出向 2009年1月 同社 総経理 2014年7月 当社 中国事業統括 2016年11月 PT.FUJI SEIKI INDONESIA President Director 2021年4月 当社成形事業部長 2022年3月 取締役就任(兼) 成形事業部長(現任) [重要な兼職の状況] THAI FUJI SEIKI CO., LTD. Director 上海不二精机有限公司董事 PT.FUJI SEIKI INDONESIA Director 秋元精機工業(株)取締役	14,700株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、システム開発部門で勤務、海外子会社の責任者としての経験を積み、取締役就任後は主に成形事業全般を担当し、当社グループの企業価値向上に尽力していることから、今後もその幅広い知識と経験を活かして、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			
5	たか はし ひで あき 高 橋 秀 昭 (1954年4月6日生) 再任 社外 独立	1978年4月 (株)三井銀行(現(株)三井住友銀行) 入行 1999年9月 同行退行 2005年3月 当社監査役就任 2013年3月 取締役就任(現任) [重要な兼職の状況] (株)ワールド・ワン 監査役 ダブルオーエイト(株)取締役	13,500株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、中小企業経営に関して豊富な経験と高い見識を有しており、様々な視点からご意見・ご指摘をいただくなどガバナンス強化の重要な役割を担ってきたことから、独立した立場から当社の経営を監督していただけることを期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。			

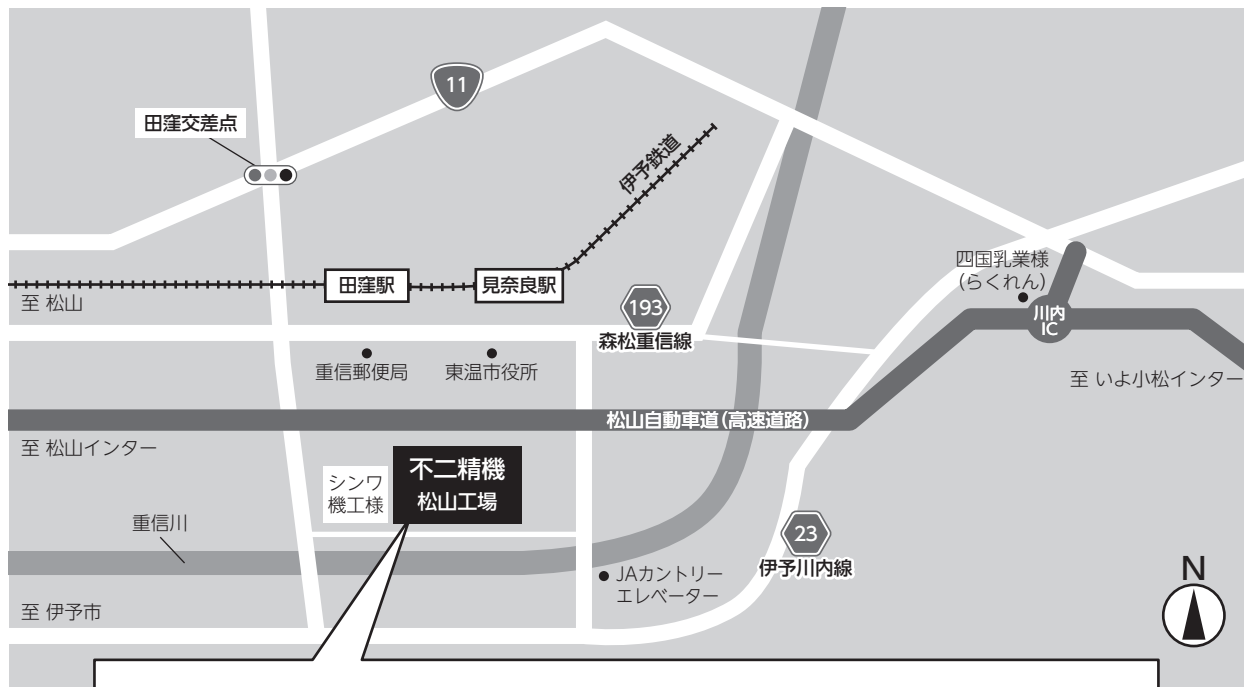
- (注) 1. 社内取締役候補者の選任方針は以下のとおりであります。当社は、当社の経営理念の実現に貢献できる知識、能力、経験を持ち、また、当社の取締役としてふさわしい人格、見識、倫理観、誠実性を有する者を選定し、取締役会での十分な審議のうえ取締役候補者として、株主総会にお諮りすることを基本方針としております。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 高橋秀昭氏は、社外取締役候補者であります。
4. 高橋秀昭氏は、過去に当社の監査役であったことがあります。
5. 高橋秀昭氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年となります。
6. 当社は高橋秀昭氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、高橋秀昭氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる手続費用や損害賠償金などの損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

メ ㇔

A series of horizontal dashed lines, likely intended as a writing area or a table structure.

定時株主総会会場ご案内図



会場 愛媛県東温市田窪41番地14 当社松山工場 2階 講堂
 電話番号(089)964-4480



伊予鉄道でお越しの場合
 松山市駅ー見奈良駅 約25分
 見奈良駅よりタクシーで約5分



お車でお越しの場合
 松山市駅より約30分
 川内ICより約10分



不二精機株式会社

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。